

資料紹介

夢 中 地 獄

下 房 俊 一

ここに紹介するのは、近世、松江藩政の腐敗を發いた怪文書である。島根県某家の旧蔵から、はなはだしく虫損を蒙った状態で發見された。題して『夢中地獄』という。写本、全一冊。袋綴。縦二六・三センチ、横一八・二センチ。料紙は楮紙を用い、全一三丁、内、遊紙、末に四丁。表紙も本文料紙と同質の紙を用い、紙縫で綴じる。表紙中央に「夢中地獄」と直題し、見返しに「享保八年雲州松江諸士以下三斗表之落書」と内題する。各半丁一四行と、行数は一定しているが、字の大小定まらず、かつ、はなはだ乱筆である。見返し、内題右横に、「此主佐丸」とあるが、この人物については知り得ない。なお、本書には、享保から天明にかけての当家の主（天明四年没、六十八歳）の印、および「某家之印」の二種の蔵書印を押す。

本書に登場する人物の中、荒井平蔵国賊と戲称されている一人を除いては、寡聞にして、史上に実在のモデルを見出し得ない。けだし、小身の成上者であり、あるいは、偽名で呼ばれていることも考えられる。また彼らのなした一

々の行為についても、史実に照らして確認している余裕がない。よって、解題を記すに及ばず、ただ、当時の藩政の概略を示すに留め、諸賢の御教示を待つこととする。

前述のごとく、本書内題には、「享保八年」云々とある。しかし、「三斗俵」と称される禄制改革が断行されたのは、実は、六代藩主松平宗衍の、寛延四年（一七五二）のことで、享保八年（一七二五）に遅れること、約三十年になる。単なる誤写であるのか。あるいは、舞台を前代宣維の世に詫して、偽装を図ったものかとも考えられる。

さて、近世中期以降の松江藩は、他藩の例に洩れず、財政逼迫の極にあつた。その間、前後両度に渡って改革が施され、第一次のそれが、ここに話題になる、宗衍の時、小田切尚足による延享・寛延の改革である。端的に言つて、この改革は失敗し、小田切は失脚、朝日丹波の、いわゆる御立派おたてはの改革へと引継がれて、宗衍も責を負うて隠退する。藩政が窮乏を来たした直接の原因は、享保十七年（一七三二）の蝗害による大凶作、元文元年（一七三六）十月の、津波による雲州沿海地方の被害、また翌二年（一七三七）の江戸藩邸の火災、同四年（一七三九）七月の、雲州一帯の大風雨、洪水、延享二年（一七四五）八月の、城下にまで及ぶ大水害等々に求め得る。『夢中地獄』に、「丑の年の洪水」（3ウ）とあるのは、この延享度の水難を言うのである。あたかもこの年、宗衍は弱冠十七歳をもって入国している。財政再建の意に燃える青年藩主は、藩政の刷新を図って、ただちに当職（家老中で時の政務に当る者）の更迭を断行し、この年から向う五年間、諸臣の禄を半減する筈に出た。次いで延享四年（一七四七）、宗衍は小田切尚足ただ一人を残して、これを補佐とし、他の当職を免じて、自ら政務に乗出した。御直捌おじまはきと呼ばれたこの体制は、宝暦二年（一七五二）の小田切失脚まで、六年間続く。この小田切という者は、理財の才によって宗衍の信任を得て、国政に参与せしめられ、延享三年（一七四六）、当職に任ぜられたのであって、もとより家老の家柄の者では

ない。しかし、藩政刷新の気運のもと、小田切は傘下に、同じく理財の道に長じた小身者を集め、新政策を次々と実行に移した。すなわち、第一次の財政改革がこれである。「下れつ卑賤のなり上り」(2才)が、「先君の定めおかせ給ひぬる古法を破り、新法を立」(2ウ)て、「下れつ不道の悪人を取立、御仕置の相手にして、不代武士の上座をさ」せ、「相伝の侍は有か無か」(4才)の有様であったなどと、評されるゆえんである。しかしながら、宗衍の勇断と小田切の才覚をもってなされたこの改革は、大略は失敗に終わった。二三の例を挙げれば、まず、泉府方の新設がある。これは小田切が、家臣村上源蔵の建議によって、寛延三年(一七五〇)頃に始めた役所で、領内富豪から資金を募り、これを元手に一般士民に貸付け、利潤の半分を藩政に当てようというものであった。ところが、わずか数年を経ずして、貸付金の返済が滞り勝ちとなり、この政策は破綻して、小田切を失脚へと導く最大の要因となる。その裏には、「利安取出し、高利にか」すのみならず、貧者には「鬼の顔」する役人も、賄賂一つで「早速き、目みへて来」(6ウ)7才)るといふ実態も、事実あったことであろう。次に、小田切は宗衍の意向を受けて、義田方と称する役所を新設して、義田の法の実施に当たった。これは、農民に多額の米銭を収めさせ、その代償として、一定期間、あるいは、永久に田祖を免じる制度である。義田の法は、寛延元年(一七四八)に始めて実施された後、宝暦十三年(一七六三)、明和元年(一七六四)にも行われているが、このような施策が、藩の財政事情をますます窮迫せしめたこととは言うまでもない。その外、新田開発促進のための新田方、殖産を図った木実方等々、小田切の工夫になる新事業は数多い。その中には、木実方のように、かなりの成功を収めたものも確かにあったが、「役所かませは役人まし、役米、加米、扶持□に大分の費有」(4ウ)という弊は、避けられなかったようである。

諸改革の中でも、取分け悪評の高かったのが、寛延四年(一七五二)の、「三斗俵」と呼ばれた禄制改革である。これは、従来の一斗、四斗で一俵、百十二俵半を百石とした制を改め、新たに三斗入百俵をもって百石と定めたものであ

る。もっとも、それまでにも、しばしば減祿の処置は講じられて来たし、前述のごとく、延享二年（一七四五）以来、この前々年までは、半知でさえあった。しかし、宗衍は、年々の豊凶によって引方が変わるようでは、「年々御擬作不同有之、銘々心当ニ不相成、其上、一統ニ御勝手之様子ハ不奉存候付、一度ハ丸知ヲモ致頂戴候様ニ可相成哉ト計、ソレヲ目当ニ仕候付、人々覚悟据り兼、些宜布御擬作之節モ可有之候へ共、又却而、不存寄高大之御引方ニ逢候年モ有之候而、俄ニ令当惑、下地困窮之上之困窮ト相見候」（寛延四年九月五日布達^①）、と考えたのである。『夢中地獄』はこれを、「たとへは、上御不如意ならば、百石に何程の引と定むか、扱は半知になりとしもせずして、前代未聞の引方にて」「四斗を三斗にへらす事、国すいひを願ふに似たり」（2ウ）と批判している。

しかして、この新制は、小田切の臣荒井助市、すなわち、『夢中地獄』言うところの荒井平蔵国賊の建議であったので、世は俗に「荒井三斗俵」と称したという（桃好裕『出雲私史』^②）。『夢中地獄』が、荒井を主人公とし、「三斗表之落書」としながらも、ひとりそのことのみならず、藩政の腐敗全般に及んでいることからすれば、当時の失政の代名詞として、この「三斗俵」ということは言われたものではなからうか。

さて、荒井の家系を洗えば、元は高祖父鷺見理右衛門の時、わずか十二俵二人扶持で、初代藩主直政に召出されたに過ぎず、理右衛門は、その後ようやく、十三石三人扶持にまでは至っている。助市が、時あたかも寛延四年（一七五一）、父の跡を継いだ時が、やはり十三石三人扶持である。以降荒井は、すなわち「三斗俵」以降のこととはなるが、京大坂勘定改方・雑用方・勝手方・大坂元ノ役、京都元ノ役・登米方・勝手方向改等々、財政関係の諸役を歴任し、宝暦十四年（一七六四）、「御勝手向打込」出精相勤付而、為御褒美、銀三枚」を頂戴した。その後も、御徒目附本格を仰付けられ、二十石四斗七升に増増され、さらに、勝手方、札座押合役、勘定奉行となった。明和三年（一七六六）、一旦失脚して隠居を命じられたものの、やがて再勤を許され、儉約奉行となり、以降は七代治郷の世に入り、

なお勘定奉行・勝手方調方等として活躍、この間、明和四年（一七六七）には、「御立派以来、打込ッ出精相勤付而、為御褒美、御上下一具」下され、明和六年（一七六九）には、「御立派被成得意仕、出精相勤、就中、御勝手方之儀、尽粉骨取扱、御立派之筋ニ相叶付而、新知百名」賜り、さらに安永二年（一七七三）には、加増三十石を得ている。治郷の信任極めて篤く、安永四年（一七五五）閏十二月十七日、「同日以来、御用所^えも相談、御勝手方御用向受口御用人示合、御仕置所添役所^えも相招、直談可有之旨、被仰渡」（以上、『烈士録』^⑥）たと言う。

荒井もまた、こうして理財の手腕をもって成上った小身者の一人であった。当然、それには「てれん、手くたの追従・輕薄」（1オ）も要したことであろう。「大切至極なる国の仕置を受合て、政道はよそになし、我々か楽にほこい。わずかに、宝曆十年（一七六〇）、復職を命じられて江戸に趣いた小田切に宛てて、藩濡宇佐美恵助が、「今まで執政の御方、上の御機嫌に入らねば事不行とて、是非にかまはず、上の御意に従ふことのみをする、実に、事の行はるゝは、御意に入ねばならぬ、然ども、その事一つも功なし、御為になること一つもなし、何の役に不立ことなり」、また、「今の政治、下には恩沢いささかもなく、困窮至極に及といへり、上には国用乏しければ、此上にも下を取掠め、難儀さするより外はなし、これをはたらくは聚斂の臣なり、聚斂の臣あらんより、寧ろ盜臣あれといへり」と書き送った上書の一節に、窮い知るばかりである。ところが、『夢中地獄』は、稚拙な文章の中にも、悪徳役人を次々と地獄へ放り込むという、大胆な構想を盛って、迫力はこれに数倍する。ただ、宇佐美の上書以上に、宗衍・小田切の漸新な諸政策の是非を糺すよりも、もっぱら、小役人の政治姿勢、ないしは身の不徳に、批判が集中していることは、省みて置くべきであろう。本書では小田切の名を出さず、まして、宗衍に対する批判は微塵もなく、かえって、「何程恵の御意ありとも、其通りには触かたきと、違てさし留不申」（2ウ〜3オ）、「もつたいたなくも、御意と号し

て触をな」(2オ)すなどと、小役人との間に、明らかに一線を劃しているのである。ここには、成上り者に対する、譜代武士の側からする反動が、色濃く影を落としている。

しかし一方、このような個々の悪徳に目を奪われながら、それゆえにこそ、極めて具体的、直截に事実を暴露し、「上の覚のよき」(7オ)役人どもを手玉に取って、嘲笑の的とした自由な精神は、なお大いに評価されてしかるべきであろう。「蝶の紋つく大男の、耳にさゝやきうなつきあふ姿」(1オ、1ウ)は、この目にしかと見たのである。上方へ金策に趣いたはずの男が、「毎日毎夜の遊興に」(8オ)ふけていたことも、決して見逃がしはしない。もはや、事実よりも重いものはない。事実に即して世を諷し、人を斬ること、このことこそ落書・落首の神髓である。本『夢中地獄』は、「犬山椒」(3オ)という傑作を始め、賽の河原で幼児らが離立てたあの「はやり哥」(6オ)など、数々の落書・落首の類が行われていたことを伝えるのであるが、そうした風土の中において始めて、この『夢中地獄』自体も生れたと考えるべきであろう。荒井が賜った「八木三斗兵衛」(9ウ)という有難くない名前も、案外、出所はそんなあたりかも知れない。

兼而、勝手向之儀ニ付、沙汰分不宜候者共モ有之候へ共、只今迄之儀ハ、御糺不被遊候、此後、猥之風説等有之分ハ、御吟味可被仰付候間、兼テ可被存其旨候、
(寛延四年九月五日布達)

① 禄制改革に当り、宗衍の意を受けて、小田切の発した布達。『松江市誌』による。

② 『出雲文庫』所収。

③ 国文学研究資料館蔵『雲州松平家文書』所収。

④『松江市誌』による。

凡 例

- 一、漢字、仮名の区別、濁点の有無、仮名遣い、踊字については、すべて本のままである。
- 一、ただし、漢字の字体は、現代通用のものとし、異体字等もこれに統一した。
- 一、また、稀に混る片仮名は、原則として平仮名に統一し、「こと」「より」等の合字となったものは、それぞれ「こと」「より」等とした。
- 一、明らかに誤字と認められる箇所には、(ママ)と注記し、虫損あるいは乱筆のため、判読不能の箇所は、として残した。
- 一、適宜、段落を用い、句読点を施した。
- 一、各半丁の終りごとに、(1オ)、(1ウ)等の略号で、それを示した。

翻 刻

夢中地獄 (外題)

享保八年雲州松江諸士以下三斗表之落書 (内題)

一家仁あれば、一国仁をおこし、一人貪戾なれば、一国乱立。冬の風、荒井平蔵国賊は、御為にまじる身の為の、工夫に気もやつかれけん、算盤枕引よせて、宰予か跡を大いひき、しはしとむすふ夢の内、おそろしや、黒白の二

鬼、庭前に立あらわれ、仏敵国敵の大悪人、いそきつれ来れとの焔王よりの文なりと、中にひつ立せつな中間に、炎魔の聴(マヤ)に引すへ、例の悪人先彦人、召捕参候と、たからかにこそよははりけり。其時上段の御簾さつと上り、炎王は玉の椅子に座し給へは、見る目・かく鼻・俱生神、娑婆ばかりかほめいどにも、あはうらせつそひかへたり。其時炎王大音上げ、それく浄はりの鏡にかけ、かれがなしぬる罪科の軽重をあらわせと、引むけ給へは、ふしきやな、てれん手くたの追従輕薄、人をいためて身の立身、近きに在りとよろこんで、あたまたいてちやうくく、蝶の(一オ)紋つく大男の、耳にさくやきうなつきあふ、姿残らすうつりけり。何とあらそふ所はあらし。はやくむけん地こくにおとし、かれかたくみの夜に三斗、日に三斗の苦しみを見すへきと、僉議一途に極りて、既にかふよとみへし時、有難や、いつくよりかは御僧一人、右の御手に錫杖を持、左の御手に宝珠をさくけ、忽然と来らせ給ひ、やんなんく、焔王、むかし此罪人、其罪無量と言ながら、先此度は我れにめんし、娑婆へ帰し給るへし。是非かなはずは、女なからかれか妻を人しちに遣すへし。かく断りを申せはとて、荒井にひいきはあらねとも、我も国主の祈願所の、寺領もつけておかるれば、君万歳国安穩とまもれるに、かくまで危き国の政道、見て居るはづにあらざれば、存よりの一通り、かれに申ふくめつ、諸役人の者ともへ、申聞せ候いなは、あやまつて改る道にや叶ひ申さんと、妙音け高き御伝言、有難かりける次第也。

夫、国を治るの術、仁と義と礼智信、此五つを曲尺として(一ウ)、一切のまつりこと、此かねにてはかるへし。次に国主は其国の万民を撫育の為に定め給ひし。天道にしたかへは悦び来り、そむけは災害いたる故に、安危心の内より出て、ひとへに裏と表そかし。かゝる大切至極なる、国の仕置を受合て、政道はよそになし、我くか楽にほこり、或は振舞道具すき、勝手能はかしふやしに心をよせ、相談の趣も、末座上座はぐかれは、上座は出頭におそれ、思ひよりおもはれてはつ。是忠臣といふへきや。御用の書付持ゆけは、氣道のさわりと見もやらて、其次へもたせや

る。上座の了簡す□ぬゆへ、又其次へおくりやり、寺々よりの奉加帳、人のいやがることくなり。さるによつて、御用つとひ、いよく事が六ヶ敷、出入のおひやものをまね□よせ、かれが愚意に仕置をまかせ、もつたいたなくも、御意と号して触をなし、御支配の不足には、太郎かたか了簡次第、もとより下れつ卑賤のなり上り、立身の種とよろこひて、いろくとして見れと、何か先規の役人か、爪もたゝぬやうに拵置、すへき所のなきゆへに（2才）おそれあるかな先君の、定めおかせ給ひぬる、古法を破り新法を立るといへとも、人の難儀はかりにて、大守の御為に何かなる。一年く御支配の、不足するは何事そや。宝らさかつている時は、又さかつて出るの理、たとへは上御不如意ならは、百石に何程の引と定むか、扱は半知になりとしもせずして、前代未聞の引方にて、かりて暮せる者共は、末七割の返弁米、是兩年の難儀となる。そふして、国の宝は□すを吉とし、捨るを以凶事とす。四斗を三斗にへらす事、国すいひを願ふに似たり。積善の家には余慶在り、積悪の家には必ずわざはひあるなれば、下の物を取溜て、御為なりと思わんか、それは一倍の損失在と、しらざる事のはかなさよ。上の御身を勘弁有、諸士百姓町人まで、難儀いたさぬ様にとの、憐愍の御意を触なかし、聖賢の語とありかたく、諸士御礼にまかりいて、他国へも流布せしめ、間もなく万民なげきの体、近国他国へもれ聞へ、此評判はいかにぞや。俄に支配不足はせじ。何程恵の御意ありとも、其通りに触かたきと（2ウ）、違てさし留不申、是万民の笑ひ草、笑止千萬苦くし。遠きおもんばかりなきゆへに、近き道理を合点せず、者かしらのゆるし米、御歩行以下へ三步一の戻し米、急難願へはすておかれず、そろりくと跡もとり、是大なる恥ならずや。御仕置所の一言は、りんげんのことく守りてこそ、上の威つよく、政道も立へきに、思慮無き非道の仕配ゆへ、万民にさみせられ、国には諸国の人集り、此度の落書なども、故郷の宮笥に書写す。大守に御存無きとて、せめ耆人にきすなれば、御悪名の出ん事、なけきても猶あまり有り。他国の者か当国を、犬山椒となぞに□け、家老なひとあかせしは、にくいなからも道理なり。上方の銀かり□、大守程の御身上、借すましきや

うはなし。しかるをなんそ下輩の者□、鑓若党の四まいかた、人はしらじとおもへとも、厘へやらばしらぬ事、かして世渡る銀主とも、とく是を聞および、だます手くたといふ事を、かしこひ目から見てとりて、可成事も成就せず、是かりては十八□請合ては、れきくの家老とも、さんがらを遣しても、およきてかす(3才)筈なれと、義をもつてせざるゆへ、下の言葉にのせられて、賄程が損ぞかし。扱先代に当代をくらぶれば、第一上に費へなく、御部やく皆滅す。お夜詰衆の夜食まで、我宿よりも取よせ、けふ□江戸の扶持かたや、雑用銀の内をへつり、東西の手前抱、足軽の切米まで、わつかな内を押へ取、御使番、御小性番、これらの役米取あけられ、譜代数代の侍も、死んでのくれは上り知の、跡はすつきり半分に、なるもならぬも道理なり。所々の役所の内迄も、一寸の地も年貢とり、馬ふん其外こやしまで、お払ひならずといふ事なく、御城内の道筋の、松の枝までおろさせて、皆入札におちこちの、立ち木も枯るゝことくにして、御仕はいの不足合点ゆかず。丑の年の洪水皆無でなく、寅の年の洪水も水入はなかりしかと、其外は八十分の出来を見立て立見を入、とりたる上に加免をかけ、又其上の御所望米、かく百性をつからかし、今年はかりのとり切りか、来年の作はいかにそや。夫百性は、上言人より下万民の養ひ親、故に(3ウ)百性を訓してもゝの御んたからとよませたり。常愛憐ふかくして、教を国になすならば、ぐるをもゆつりあふへきに、ちまたに苦しむ諸人の愁き、天是を祟むにより、或は大風洪水を示し、所々を破損し五こく実のらす。愚人は是を知らずして、時のへんとおもへ共、見よく兩年の風雨洪水、此後□でも慎ますんは有へからず。かくまで天の憎み□る、下れつ不道の悪人を、取立御仕置の相手にして、不代武士の上座をさす、是いか成武功そや。御家の武義はすたりたり。なげかしき哉、数代の相伝の侍は、有か無かにことくにて、困窮至極之身とおもへ共、具足質に鑓一本、さひを落す力なく、明日□奉事あらは、御馬の前のはたか武士、すもふて果す外はなし。かくまで四民をいためとり、な□れまいやうはなし。当御代の御物入、目に見て御上落(4才)、先御代には両度まで、御普請御手伝、御諸

手には極りて、御火消方其外の、御物入無量にてありしかと、四斗表の一勺も、へりし事もあらざりし。畢竟御不如意くとして、米銀溜て御銀蔵、又は役人のわけ取かと、諸人の不審有る。尤至極におもへ共、先御代に事替り、万事がおもく成故に、役所かませは役人まし、役米加米扶持□に大分の費有。太郎方を初とし、其外役所か□りの者、ひん成□は一人なし。小身の身体にてかす□程の有様は、かれらか屋敷の其内へは、天より米やふり下る、地より銀や涌出る。若ふらす涌ずらんは、是何方より来れるそや。かやうな事に費かし、たらぬと言ひては民を貪り、其銀を以御祈禱料、衆生を憐む仏ほさつ、正直のかうべにやとる神慮には、嬉しくとおほさんや。柏手も経た□にも、みゝをふさきて聞給わじ。夫祈(4ウ)禱といつは、過を悔ひ善に遷てもつて神の祐を祈る。其理なければ則いのらす。

子路か孔子に祈ん□まてけれと、丘か禱る事久しくと□給ふ。道を道におこなわは、いのらすとも神や守らん御神祿、然るに寺領社領の内、耆斗取上られ悔なからの光明真言、神主は三所とばしの中臣はらい、是と申も倭人共のなすわさ成。はやくかゝる悪臣を、千里の外え追いしりそけ、智臣を招き、改道正しく立ならば、五日の風もおたやかに、十日の雨も五こくをうるをし、万物実のりて民安く、君万歳の代なるべし。故一言残しなは、太ら方へは太郎坊、次ら方えは次郎坊を遣して、一々引きさすつへきなり。

へ地獄めぐり △いでくゝ汝に地こくの体相見すへきそ。こなたへ来り候へと、先に立せ給い(5オ)つゝ、御錫杖をがらくと、ふらせ給えはふしきやな、一百三拾六ちこく忽に顛れて、其なす罪の品々の、かしくの程こそおそろしき。先こなたの地こくこそ、婆波^(マヤ)まで仕置わる智恵付て、毎年下をしめたぐり、己か勝手は腹ふくれ、諸人の咽をしめたる報い、首は糸筋腹はまり、食物前に有なから、くわんとすればほのほとなる。なみたの雨の滝なれとも、永劫此火は消やらず。是かき道のくるしみ成り。其次は新留地こく、おのれが知恵有顔に、かゝる役所を捨て、代官に自由をさせぬちまん顔、それかと見れば手代共とうなつき合、現米請に能事し、裏判取に遣わせは、四日五日に持

あかす、人力をついやさせ、諸人に難義をかけたる罪の、頭は人駒は馬、牛起したる報そかし(5ウ)。是は又てれんの地こく、偽りてかためし、追従輕薄かたまりて、首だけはまるくれんの氷、あつき御恩の受たるは、皆あれくとそしめさるゝ。こなたのかたは、ほのほの中に罪人のさけふ声、是こそは上の物をかすめ取り、下のまいないしこためて、あたゝかな勝手となる諸役人の入地こく、大せうねつ□名付たり。されとも科の輕重は有て、罪の輕きはひやうたんだこく、おもきものは石うす地こく、うかむしつむはあるなれと、落ちぬといふはひとりもなし。扱又こゝにくれないのふかき池水は、是此度いと珍敷引方に、はちびくにまてなく涙、流れ来りて血の池は、汝等か住所、皆待まうけの地こくぞかし。こちらのかたはさいの河原、五つや六つや、十より内のおさな子か、此度はやり哥、つれふしにこそ諷ひけり。ゑひくく、今度御支配不足に付て、是をとり成すくめんをせよと、仰かふむりこりや身のためと、ゑみをふくみて五人の(6オ)男、是そ一代ふんへつ袋、秋のころより□ひるわかす、つひに仕組し三色の品を、圖に極て言上せんと、尋とる圖長すか出れば、二度目とるのも又其文□、是は目あらいこちまかしやれと、いがりまたにて米田か出で、三度いたゝき振出す筒の、竹の内から半すかか出で、是である事三斗表と極めふれて、諸人のなみたさ。それにつゝきてかさずの地こく、ひんはつらしや鑓立ても、ゆかねはならぬ御かしかた。ましてやは□ん小身は、爰そ命とつとひより、頼む心も深草の、少将もどき□かよへとも、奉行の内にも鬼の顔、未出米がござらぬと、かへす言葉もあらざれば、すぐくとして立帰る。其跡よりもま□老人、御前へ出るおもひをなし、すへりよりて両手つき、何とそ頼上ますと、小声なしていゝかゝれば、唯今申通りじやと、其方を見むきもせず、反古しらへてにこともせず、貧者で立た御役所の、下役人の者までも、貸程其身に徳つくに(6ウ)、ひんとしたりしいあさつかな。此こそかげん所ぞと、いそき宿に立帰り、雁一羽にかた名字、頼上□てつかわせば、早速きゝ目みへて来て、明日借状認めて、役所へ御出と書とゝむ。夫のみならず利安取出し高利にかし、添書すれば、はや歩を取、少しく

とおもへとも、ちりかつもりてつるきの山、のほれくくと追立□は、冷しかりける次第なり。

爰に又、まなこつき大きにして、もつたいらしきゆふれひの、其身はちしほのあけにそみ、太刀さかさまに杖につき、よろほひ来り、我は是、棚橋のもろくも落しめいとの姿、娑婆に有し其時は、上の覚のよきまゝに、御感光をかさにきて、諸侍を虫共存せず、途中の□ひたいであしらい、道たていふもの氣に不入、差紙にて役儀を放し、只はいかゝむ者あれば、まいなひにかたむきて、善人をすて悪人をまねき、民のいたみをかへり見す、御前をへすして我かまゝのふるまひ、すくと忠義を忘却し、神明仏佗のにく(7オ)みをゑて、身は積悪の□の下に、死を□て、昼夜六時のしゆらのせめ、今先非を悔れとも、かいても涙の□そかし。今御仕置のわる達の、爰の取さたよろしからず。ねてゐて国の政道は、ならぬ物とは今そしる。是非く智恵に不及は、御願申て退へし。是君の為国の為、以ては其身の為そかし。万民をくるしめて、上の御為とおもふ事、三五の十八算盤の、つぶさに伝へ給ふへし。言おくりたき事共は、其数かきりあらねとも、あれくしゆらの太鼓の音、もはや帰るといふは山、雲にかくるゝ月な□、姿は消て失にけり。跡につゝいて誰そとも、白装束にひたい紙、あゆむ足本なよ竹の、杖にすかりて来りつゝ、あゝらゑんふ恋しや、是こそ神野才右衛門かめいとの姿。おぬしらと同然に、元あ□の身なれとも、我か智恵にてとろい仕置衆たましつけ、取程にく六百石に御用人までへ上りて、国中にかたをならふる者も□。これより元の身をわすれ、上方の銀かりにも、兵庫明石の(7ウ)浦はまで、迎の舟を出させて、やらんく大坂へ、つくとひとしくお出入の町人も、あたまて庭をはかせつゝ、御かり銀も打わすれ、毎日毎夜の遊興に、百貫目借る銀の、五十貫目はつかひすて、よひわくとおもふ間に、万々の悪事の品跡からはけてき□我身にかゝる雨やさめ、なくに其かいなかりけり。お仕置かたの懇意とて、かならず油断有へからず。皆一心の黒小袖、破れ立ては□もなく、馬淵登が今に又、相伴地こくに入ぞかし。此□能々今時の、御用人中其外の、役人中へも伝へてたへと、言ひもはて

ぬに、悪鬼火車を引來り、罪おそしと打のせて、行かたしらすなりにけり。時にむかふの死手の山、ゑい／＼こゑのはやおひかご、中を飛してかき來る。近づくまゝによく見れば、 徳左衛門まがいなし。平藏かごをしぼしとめ、扱 彌 無病に見えし人の頓死にて果られしか、又は此 山な鯨の毒にあたられしか、いふかしきよといへければ、徳左衛門かふりふり（8才）、いや／＼左様のわけならず。御国の仕置よろ かた 民 御存あらぬか、殿様の御悪名の出ん事、なげきても猶余り有り。小身者はおもふにかいなし。歴々の御家老有ながら、御仕置がたへ異見あり、承引なくは直訴を以て、江戸へも言上あるへきを、へつらいに忠義をかへ、狂哥落書かき写し、かけにてはさとす一言いさむる もなく、しらるゝ通りわれ事は、下輩至極 者也しを、士列まで御取立、両院様の御厚恩、蒼海よりも猶ふかし。せめて死をとけめいとにゆき、亡君の尊靈へ、 せんとそんし立、自害して相果ぬ。刃にかゝりし此身なれば、しゆら道へも行へきを、主に忠ある心さし、諸仏ほさつも御かんあり、六道の辻へむかひの駕をさし出され、牛頭馬頭に をはらわせ、三途川には舟はしかゝり、無間町の合より、立砂まきて立ほうき、天水桶に至るまで、御ちさう残るかた く、路銀の六 も、わか物とてつかははこそ、任をおはつて（8ウ）とそつ天に生をうく。うたかはしくは是見よと、立あがると見へけるが、かごは忽蓮花となり、大勢見へしかごの者、廿五のほ とあらわれ、紫雲にのりの花ふりて、舞楽の音こそたへなれや。

其時御僧のたもふやう、此体相をよくみよや、地こく 極楽も、まつたく外より來るにあらず。皆一心の邪正による。只本心をあきらむへし。されは哥にも、

あわれなりたとへはおもふあらましを

かなへたりともいく程の世ぞ

いふへき事もこれまでぞ。我をたれとかおもふそや。汝か 山にすむ神靈なりとの給ふこゑに、ありつる地こ

くも御僧もきへて、枕の夢のさめて座敷にうめくこゑ、一家お□ろきかけ付て、こはそもいかにと立きはけは、平
□きよろく顔、それそこに鬼か居る。爰にも鬼かしこに□と、身をちく□おそるれば、悪鬼の見入に極りし
と、親父□(9才)、俄に豆をいらせつゝ、家内より門外まで、□まわれは、ふしき成
かな平蔵か、まなこにちかづく鬼□、やうくと本心つき、大あせぬくひためいきつき、不残かたる夢物語、親
父おとろきよこ手うち、実や誠にもろこしの、□盧生が夢の内、我朝にては笹の岩屋の日蔵こそ、いきながら地
こくへゆき、延喜帝に逢ぬるを、末世のふしき□伝へしに、おぬしは半時にたらぬ夢。おそるへしく、命か有て立
身そや。しかしなからおぬしか名、名字鬼共かよくし□、又もやたつね来るへし。今日より名をもちへよとて、書て
見る名もひいふうみ、よついつ六つ七つ八木、三斗兵衛と改号し、其名は四方にそさたしけり(9ウ)。

本稿に記すところは、昭和五十三年度文部省科学研究費補助金(一般研究D)による調査の一部である。